

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：備前市農業集落排水事業特別会計

事業名	農業集落排水施設（下水道事業）		
事業開始年月日	平成5年10月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input type="checkbox"/> 非適用 <input checked="" type="checkbox"/>
団体名	備前市	職員数（H19. 4. 1現在）	1
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	527(H18)	公営企業債現在高（百万円）	431
累積欠損金（百万円）		利益剰余金又は積立金（百万円）	
不良債務（百万円）		財政力指数	0.523
資金不足比率（％）		実質公債費比率（％）	23.7
		経常収支比率（％）	96.4

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
[合併期日：平成17年3月22日 合併前市町村：] 農業集落排水事業は旧吉永町の大股処理区が平成5年10月に共用開始され、また、旧備前市の新庄処理区が平成18年3月に共用開始され、現在2箇所整備されている。この旧1市2町の統合により、公共下水道と同様に上下水道部下水道課4係で事業を実施している。経営の合理化のため会計を一本化した。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	備前市長 西岡憲康
既存計画との関係	備前市集中改革プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	ホームページ掲載及び産業建設委員会で説明報告
基本方針	農業集落排水施設として整備され、平成5年に供用開始した大股処理区は市北部の山間部に位置しており、将来の人口増は望みにくく、今後の維持管理をいかに効率的に行なうかが問われる。また、新庄処理区は平成18年に共用開始したところであり、接続率の普及に努めるとともに今後増加する維持管理費用を十分考慮し、収支のバランスのとれた安定化経営に取り組むことを目標とする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	11	14		26
	補償金免除額	2	4		6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	5	6		11

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水施設	11,408	14,491		25,899
	合 計 (A)	11,408	14,491		25,899
一 般 上 記 の 中 に 再 掲 分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)		11,408	14,491		25,899

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
一 般 上 記 の 中 に 再 掲 分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	農業集落排水施設	5,225	6,308		11,533
	合 計 (A)	5,225	6,308		11,533
一 般 上 記 の 中 に 再 掲 分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)		5,225	6,308		11,533

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>平成5年に供用開始した大股処理区は市北部の山間部に位置する小集落に整備した計画人口150人の農業集落排水施設である。現在のところ人口増は望みにくく、また、水洗化率も100%で有収水量の増加も期待できない。今後は維持管理のより効率化をはかる必要がある。</p> <p>昨年3月に供用開始した新庄処理区は、市南西部の田園地帯に整備された計画人口600人の施設である。現在、家庭の排水設備工事が進んでおり、かなりの有収水量の増加が見込める状況であり、今後は水洗化率の向上と維持管理の効率化に努め、収支のバランスに重点を置いた経営に努める必要がある。</p>	
経営課題	課 題	・ 料金の見直し
	<p>今年4月より他の下水道事業とあわせて合併後初めて料金の見直しに着手した。旧市町のまま引き継いでいた料金体系を統一し、料金を2ヵ年で統一料金に引き上げるものです。使用料は類似団体よりも高い設定にあるにもかかわらず、使用料単価及び汚水処理原価がともに高く、今後は経済の変動等を考慮しながら定期的な見直しをはかる必要がある。</p>	
	課 題	・ 維持管理経費の削減
	<p>施設の維持管理経費削減のため、民間委託をすすめる必要がある。また、動力費削減と地球環境に寄与するため、新庄処理場には太陽熱発電システムを設置しているが、今後の効果の獲得が課題である。</p>	
	課 題	
留意事項		

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度 (決算))	(計画前4年度 (決算))	(計画前3年度 (決算))	(計画前々年度 (決算))	(計画前年度 (決算見込))	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	12	13	14	13	14	27	28	31	35	40
	(1) 営 業 収 益 (B)	1	1	1	1	4	8	10	10	10	11
	ア 料 金 収 入	1	1	1	1	4	8	10	10	10	11
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ そ の 他										
	(2) 営 業 外 収 益	11	12	13	12	10	19	18	21	25	29
	ア 他 会 計 繰 入 金	11	12	13	12	1	19	18	21	25	29
	イ そ の 他	0	0	0	0	9					
	2 総 費 用 (D)	9	9	10	12	26	29	29	29	29	30
	(1) 営 業 費 用	4	4	3	3	15	17	17	18	18	21
	ア 職 員 給 与 費					3	4	4	4	4	4
	ウ ち 退 職 手 当										
	イ そ の 他	4	4	3	3	12	13	13	14	14	17
	(2) 営 業 外 費 用	5	5	7	9	11	12	12	11	11	9
ア 支 払 利 息	5	5	7	9	11	12	12	11	11	9	
ウ ち 雨 水 利 子											
ウ ち 汚 水 利 子	5	5	7	9	11	11	11	10	9	9	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息						1	1	1	1	0	
イ そ の 他		0	0								
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	3	4	4	1	-12	-2	-1	2	6	10	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	85	139	297	339	18	7	33	18	7	7
	(1) 地 方 債	28	60	118	120			26	11		
	(2) 他 会 計 補 助 金	10	13	20	20		0	0	0	0	7
	(3) 他 会 計 借 入 金										
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	46	65	157	188						
	(6) 工 事 負 担 金					18	7	7	7	7	0
	(7) そ の 他	1	1	2	11						
	2 資 本 的 支 出 (G)	87	143	297	343	4	5	32	20	13	17
	(1) 建 設 改 良 費	84	140	294	339						
	ウ ち 職 員 給 与 費	7	7	7	7						
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	3	3	3	4	4	5	32	20	13	17
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
(5) そ の 他											

(単位:百万円,%)

区 分	年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-2	-4	0	-4	14	2	1	-2	-6	-10
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	1	0	4	-3	2	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	1	2	2	6	3	1	1	1	1	1
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2	2	6	3	5	1	1	1	1	1
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	1									
実 質 収 支 黒 字 (P)	1	2	6	3	5	1	1	1	1	1
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100.0	108.3	107.7	81.3	46.7	79.4	45.9	63.3	83.3	85.1
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	1	1	1	1	4	8	10	10	10	11
資 金 不 足 比 率 ((R) / (S) × 100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	148	205	320	435	431	426	420	411	398	381
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	148	205	320	435	431	426	420	411	398	381
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	11	12	13	12	1	19	18	21	25	29
うち基準内繰入金	1	1	1	0	1	8	11	13	13	15
うち基準外繰入金	10	11	12	12		11	7	8	12	14
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	10	11	12	12		11	7	8	12	14
資 本 的 収 支 分	10	13	20	20	0	0	0	0	0	7
うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金	10	13	20	20						7
うち赤字補てん的なもの	10	13	20	20						7

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	8.8	8.7	7.8	6.5	13.6	28.8	19.7	26.3	32.0	31.0	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	100.0	108.3	107.7	81.3	46.7	79.4	45.9	63.3	83.3	85.1	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	91.7	92.3	92.9	92.3	7.1	70.4	64.3	67.7	71.4	72.5
	うち基準内繰入金	(%)	8.3	7.7	7.1	0.0	7.1	29.6	39.3	41.9	37.1	37.5
	うち基準外繰入金	(%)	83.3	84.6	85.7	92.3	0.0	40.7	25.0	25.8	34.3	35.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	83.3	84.6	85.7	92.3	0.0	40.7	25.0	25.8	34.3	35.0
	資本的収入分	(%)	11.8	9.4	6.7	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	うち基準内繰入金	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準外繰入金	(%)	11.8	9.4	6.7	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
うち赤字補てん的なもの	(%)	11.8	9.4	6.7	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

- ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100
 イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価₁ / 給水原価₂ × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方 (前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	下水道施設を計画どおり正常運転した場合の維持管理費を賄い得る使用料収入の確保を前提に、将来、資本費への算入率25%程度を目指す。しかし、一般家庭用使用料は類似団体を上回っている状況であり、近隣都市の状況等も勘案した使用料設定に努める。今回の改訂による増収は、農業集落排水事業で約5百万円と見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	分流式下水道等の繰出基準に基づく基準外繰入金の削減
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や 件費の総額の削減	人
地方公務員の職員数の純減の状況	定員適正化計画及び集中改革プラン(H17 H21の職員数762人 733人(うち下水18人 17人))における計画数値に基づいて職員数の削減を目指しているが、早期退職者数の増やそれに伴う計画的な新規採用も含めて職員数の削減に努める。下水道事業全般の職員数は、平成18年度末は18人であったが、平成19年4月の機構改革により3人減となり現在の職員数は15人である。農業集落排水事業特別会計の職員数は現在1人であり、今後もこの数を維持していくように努める。
給与のあり方	従前から、国公準拠の考え方に基づいた給与を構築し、国、県の動向に注視しながら給与の適正化に努めてきているので、今後も引き続き適正化に努めていく。旧備前市当時から実施してきた人事評価制度を成績と能力主義に基づく、より充実した評価制度とするため、評価の精度を高め給与への反映を実施していく。
国家公務員の給与構造改革を踏 まえた給与構造の見直し、地域手 当のあり方	平成18年4月1日に国に準じて給与構造改革を導入済みである。 地域手当の支給はなし。
技能労務職員に相当する職種に 従事する職員等の給与のあり方	従前から、国公準拠の考え方に基づいた給与を構築するとともに、従来から独自形式による公表を行い、平成17年度からは総務省様式による給与情報の全部を開示している。 今後も国、県の動向に注視しながら、特殊勤務手当での見直しなどにより給与の適正化に努めていく。
退職時特昇等退職手当のあり方	現在、退職時の勤続20年以上で成績優秀者には4号給(旧1号給)を支給する勤奨制度を設けている。 集中改革プランの職員数の純減目標を前倒して達成するために有効なる手段として位置付けていたが、平成20年度から廃止に向けて組合との交渉を行っている。
福利厚生事業のあり方	独自の相互組織はないものの、地方公務員法第42条に基づき市民に理解の得られる事業を実施する必要があると考えている。 総合事務組合主催・補助事業による職員相互の融和(レクリエーション事業)、職員の心身の健康増進(メンタルヘルス、健康相談、衛生委員会の活発化)に取り組んでいる。独自事業の実施はない。なお、総合事務組合に対する負担金は規定どおり支払っている。又健康保険については、岡山市町村職員共済組合に加盟し、負担金は規定どおり支払っている。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等 民間委託の推進やP F Iの活用等	
維持管理費等の縮減その他経営効率 化に向けた取組	維持管理費については、包括的民間委託の導入が実現すれば縮減可能と考えている。また、水質検査やその他委託業務の内容精査により入札制度への切り替えで縮減可能と考える。一方、縮減が難しいものは、突発的故障による修繕費かと思われる。
指定管理者制度の活用等民間委託の 推進やP F Iの活用	民間委託は可能なものから取り組むこととしている。現在、浄化センターの維持管理について、包括的民間委託導入の事前検討を行っており、来年度中には取りまとめができる予定である。

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p>下水道事業全体の料金体系の見直しと料金の改定を平成19年4月に実施した。改定内容は、基本使用料及び超過使用料からなる累進使用料体系に統一した。また、旧市町間で料金格差が大きかったため激変緩和措置として19年度と20年度の2ヵ年で統一料金となるよう配慮した。今後は経済変動等を考慮しながら、約3年程度での間隔で見直しを行っていきたい。（課題）</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>予算・決算、財政状況、バランスシート、財政健全化計画・公債費負担適正化計画、市町村財政比較分析表、財政状況等一覧表を市のホームページで公表している。</p> <p>行政評価の導入</p> <p>新市においても導入し、全事業について評価を実施、また、上位評価の施策評価に市民ニーズを反映させるため、市民意識調査も実施している。市の最上位計画である総合計画の実現に向け、経営の根幹を成す予算、組織、人事について明確な戦略をもった施策展開を目指している。</p>
5 その他	<p>新規処理場施設の管理を委託に出すことにより人件費の削減に努める。（課題） （年間人件費4,100千円） - （年間委託料3,100千円） = 1,000千円 水洗化率の向上のため、平成18年3月に供用開始した新庄処理区に対し3年以内の接続啓発に努め、有収水量の増加をはかる。</p>

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	下水道事業全般の職員数は、平成18年度末は18人であったが、平成19年4月の機構改革により3人減となり現在の職員数は15人である。農業集落排水事業の職員数は現在1人であり、今後もこの員数を維持するため施設管理の民間委託等により人件費の削減に努める。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	これまで、それぞれの旧市町のまま引き継がれていた料金体系の見直しと料金改定を平成19年4月に実施した。料金体系については、基本使用料及び超過使用料からなる累進使用料体系に統一した。料金については、19年度と20年度の2年間で統一料金となるようにした。平均的な一般家庭において1ヶ月当たり約3,400円に設定しており、引き上げ率は全体で約14%である。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	農業集落排水事業は多額の繰出金を要しているため、料金改定（平成19年4月実施）や経常経費の削減により基準外繰出金の抑制に努める。
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)
 2 年度別目標等
 (5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	処理区域内人口(人)	81	75	75	642	643		649	655	661	667	673	
	A 増減	2	-6	0	567	-1	564	6	6	6	6	6	30
	水洗便所設置済人口(人)	80	74	74	74	389		543	643	653	663	673	
	B 増減	2	-6	0	0	315	311	154	100	10	10	10	284
	水洗化率(%)	99.8	99.7	99.7	12.5	61.5		83.7	98.2	98.8	99.4	100.0	
	C 増減	1.1	-0.1	0.0	-87.2	49.0	-37	36.3	15.4	1.4	1.4	-2.5	52
	有収水量(m³)	10,279	10,627	13,206	11,623	26,974		49,000	51,800	51,800	51,800	53,300	
	D 増減	-721	-373	2,206	623	15,974	17,709	22,026	24,826	24,826	24,826	26,326	122,830
	使用料単価(円/m³) (使用料収入/有収水量)	97	94	76	86	148		153	198	198	198	198	
	E 増減	-18	-3	-18	10	62	33	5	45	0	0	0	50
料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0		6.4	7.3	0.0	0.0	6.0		
F 増減	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	3.8	6.4	7.3	0.0	0.0	6.0	20	
収納率(%)	97.8	94.7	87.9	97.7	99.8		99.0	99.0	99.0	99.0	99.0		
G 増減	0.6	3.1	-6.8	9.8	2.1	8.8	-0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	-1	
その他()							0						0
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	1,261	1,296	1,465	1,470	3,617		7,505	10,267	10,267	10,267	10,575	
	増減	1,261	1,296	2,726	5,288	12,718	23,289	3,888	6,650	6,650	6,650	6,958	30,796
	職員数(人)	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	
	増減	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	管理運営費(千円)	12,292	12,459	13,779	16,152	30,544		34,000	61,000	49,000	42,000	46,000	
	I 増減	515	682	2,002	4,375	18,767	26,341	3,456	30,456	18,456	11,450	15,450	79,268
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	152	166	184	25	48		52	93	74	63	68	
	J 増減	3	17	38	-101	-20	-63	4	45	26	15	20	110
	汚水処理原価(円/m³) (汚水処理経費/有収水量)	1,108	1,087	975	1,314	1,087		531	1,004	753	618	638	
	K 増減	138	-21	-112	339	-227	117	-556	473	-251	-135	20	-449
汚水処理原価(維持管理費)(円/m³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	352	357	256	319	572		592	560	560	560	544		
L 増減	69	5	-101	63	253	289	20	-32	0	0	-16	-28	
その他()							0						0
収入の確保	使用料回収率(%) (E/K×100)	8.8	8.7	7.8	6.5	13.6		28.8	19.7	26.3	32.0	31.0	
	増減	-2.8	-0.1	-0.9	-1.3	7.1		15.3	-9.2	6.6	5.7	-0.9	
	累積欠損金比率(%)												
企業債現在高(百万円)	148	205	319	435	431		427	420	411	398	381		
増減	25	57	114	116	-4		-4	-7	-9	-13	-17		
収入の確保	使用料収入	1	1	1	1	4		8	10	10	10	11	
	改善額							4	6	6	6	7	29
	有収水量の増加							4	5	5	5	5	24
	使用料の適正化							0	1	1	1	2	5
	収納率の向上												
その他()													
改善額													
経営の効率化	管理運営	12	12	13	16	30		34	61	49	42	47	
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの					3		4	4	4	4	4	
	改善額					1	1						
	職員給与費の適正化												
	維持管理費(上記以外)の適正化 (施設管理委託)					1	1						
	うち職員給与費中の退職手当												
その他()													
改善額													
計画前5年間改善額 合計							1	改善額 合計					29

計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を記載すること。

'収入の確保'その他 の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

'経営の効率化'その他 の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など)、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

使用料適正化の考え方

民間委託の取組状況

その他に記載された項目に関する取組等

・経営の効率化の改善額の維持管理費(上記以外)(施設管理委託)については、新規の処理場施設の管理を委託に出すことにより、年間百万円の人件費の削減に努める。

・経営の効率化 の処理区域内の人口1人当たりの管理運営費及び処理原価等が計画2年度にピークであるが、これは計画前の数値が低く新規の処理場の完成に伴うもので、稼働が軌道に乗った以降は管理運営費の削減に努める。